# 指導資料

**鹿児島県総合教育センター** 

## 地歴·公民 第10号

- 中学校,高等学校,特別支援学校対象 - **平成22年10月発行** 

### 法に関する学習指導の工夫

法務省の法教育研究会が平成16年11月に出 した最終報告書(以下,『報告書』)による と,「法教育」を「法律の専門家でない一般 の人々が, 法や司法制度, これらの基礎にな っている価値を理解し、法的なものの見方を 身に付けるための教育」であると定義してい る。また、学校教育では、特に今日の課題を 解決する方策を示す「法制度」を学ぶことが 重要であるとされている。その背景には1990 年代以降の規制緩和などで事前規制から事後 解決へと社会が変化し、自己責任が強調され てきたことや, 国際化の進展によって紛争に 巻き込まれる状況がさらに予想されるため, これまで以上にルールによって公正に解決す る必要性があることなどが挙げられる。とこ ろが, 現在, 学校教育では, 「法教育」が裁 判員制度の仕組みを学んだり, 模擬裁判を行 うことに特化される場合が多く, 小学校から の学習の系統性や歴史的背景を踏まえた取組 が有効に行われているとは言い難い。

そこで本稿では、社会、地理歴史、公民科を中心に行われている法に関する学習指導の工夫について『報告書』の視点を踏まえなが ら検討していきたい。

#### 1 小学校における学習指導の工夫

第6学年の社会科で学習する法に関する 基礎的・基本的事項は次のとおりである。

十七条の憲法 大仏をつくる詔 武家諸法度 キリスト教禁止 日米和親条約 日米修好通商条約 大日本帝国憲法(『新しい社会 6上』 東京書籍) (『小学社会 6上』 教育出版)

基本的人権の尊重 国民主権 立法 司法 国民 の祝日 裁判員制度 日本国憲法 選挙 衆議院 参議院 国際連合 (『新しい社会 6下』東京書籍) (『小学社会 6下』 教育出版)

これらの事項は、『報告書』にある日常 生活や遊びの中でのルールづくり、道徳性 の育成等の視点から、歴史的事実や社会生 活での取決め、日本国憲法の基本原則、司 法制度の概要など、法や司法に関して幅広 く学習することが求められる。さらに中学 校や高等学校の取組と関連をもたせるため、 約束やきまりを守ることだけを強調するの ではなく、子どもの発達の段階に応じた取 組の実践や、作業的・体験的活動を通じ公 民的資質や能力の基礎を身に付け、相手の 立場に立って行動することが求められる。

例えば、低・中学年では、家族や友達間 での約束や、ゴミの分別等を通して、ルー ルづくりを実践させる。また、中・高学年 では、学校のルールづくりを通して自分が どのように学校にかかわっているかを考え させ、法の存在や役割を踏まえ社会的事象 を多面的に捉えさせる。さらにボランティ ア活動等を通して、社会の仕組みを理解さ せ、主権者意識を高めさせることも有効で ある。

これは、国民一人一人が社会の変化により、法や司法に関与する機会が増えることが必然的であることから、法や司法を理解させ、法的なものの考え方を身に付けさせることも当然求められてくるからである。

#### 2 中学校における学習指導の工夫

『報告書』によると、小学校の学習を踏まえた中学校の「法教育」の特色は、「法やルールの背景にある価値観や司法制度の機能、意義を考える思考型の教育」、「社会に参加する重要性を意識付ける社会参加型の教育」である。これらを実践する中学校の「法教育」で特に重要である四領域を以下に示す。

- ① **ルールづくり**では、「法は共生するための相互尊重のルールである。」など法の基本となる考え方を学ぶ。
- ② 私法と消費者保護では、経済社会における契約自由の原則について学び、法による消費者保護について認識させる。
- ③ 民主主義の重要性と基本的人権などの 価値に関する考察を通して、憲法の意義 を生活に関連付けて学ぶ。
- ④ **司法**(裁判)は、法に基づいて侵害された権利を救済し、ルール違反に対処することによって、法秩序の維持・形成を図るものであることを理解させる。

また、これら四領域はそれぞれ独立しているのではなく、**図1**のように相互に有機的な関連を持っている。

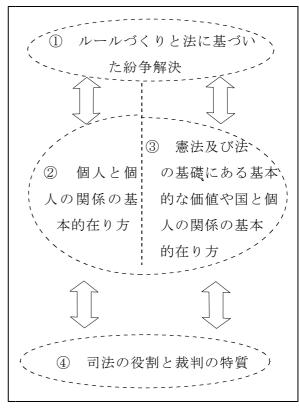


図1 四領域の関連

指導に当たっては次の点に留意したい。 ①については、教師が、ルールと法の差 異を明確して指導する。

- ②については、現代社会に特徴的な対等 で平等な私人関係でないマスメディアや企 業と個人の関係等にも留意させる。
- ③については、憲法や法の条文の相互関 連を明確にし、基本的人権を深く学ぶ。
- ④については、人権侵害から個人を救済 するという視点を学ぶ。

これらを通して、社会生活における物事 の決定の仕方、きまりの意義について考え させ、現代社会をとらえる見方や考え方の 基礎として、対立と合意、効率と公正など について理解させ、ルールや法を生徒に実 感をもって認識させたい。

また、人権教育や消費者教育等を法教育 の観点から捉え直し, 歴史を踏まえた思考 型や社会参加型の教育を実践し, これまで の成果を社会参画の意識を高めながら 大 いに活用することが期待できる。

#### 3 「法教育」の内容を踏まえた道徳指導

ここで、法とは何か、道徳との比較でま とめる。

	法	道徳
当事者	対等・平等	必ずしも,対
	な存在である	等・平等でない
適用範囲	全体社会	部分社会
機能	社会統制	職業倫理
	活動促進	社会道徳
	紛争解決	個人道徳
特 徴	外面性・強制性	内面性・非強制性
制裁	物理的強制	心理的手段
	国家権力の	法を理念的に
相互の関	強制によって	基礎付け, 法が
連性	重要な道徳を	実効的に実現す
	保護する	ることを支える

道徳の時間に法を重視した指導を行う意 義を改めて考えたい。小・中学校において は,『学習指導要領解説道徳編』に道徳の 内容の四つの観点のうち「法教育」との関 連を示す「集団や社会とのかかわり」 に次 のように示されている。

第3章 第2節 4-(1)

約束やきまりを守り、みんなが使う物 を大切にする。 『小学校学習指導要領解説道徳編』

第3章 第2節 4-(1)

法やきまりの意義を理解し、 遵守する とともに、自他の権利を重んじ義務を確 実に果たして, 社会の秩序と規律を高め るように努める。

『中学校学習指導要領解説道徳編』

高等学校においては、人間としての在り 方生き方に関する教育を,公民科の「現代 社会」及び「倫理」,特別活動を中核的な 指導の場面として, それぞれの特質に応じ た実施をするよう求められている。

「現代社会」では、科目の導入やまとめ に法や経済にかかわる現代社会の諸課題を. 「倫理」では先哲の考え方を取り上げるこ とによって自分自身の判断基準を形成する ための学習の充実を図る。

#### 4 高等学校における学習指導の工夫

高等学校は、「倫理」や「世界史」等で 法に関する学習をする際に、17世紀の「社 会契約論」から振り返る場合が多い。その 際、一般的には、人々の間の合意や約束に よって国家や法などの社会秩序が形成され ると説明がなされるが, 先哲がどのよう に思想を構築してきたか歴史的な流れに触 れると理解させやすい。ここではイギリス の思想家ホッブズ (1588~1679)の考え方 を対話を基に考える。ホッブズが捉えた古 代から中世を基に、17世紀の「社会契約 論」が、どのように解釈されたかを学び直 すことから始める。

#### 間(教師)

「中世ヨーロッパで人間が法や道徳に 従う根拠は何ですか。」

#### 答(生徒)

「神が与えた『自然法』に基づき神が 命じていたからだと思います。」

#### 問(教師)

「この状況で、『万人の万人に対する 闘い』で象徴される**『自然状態』**からの 人間社会の秩序の成り立ちをどう説明し ますか。」

#### 答(生徒)

「架空の『自然状態』で、人々が安心 して生きていくためには本来の『自然 権』(生存権・平等権)を振り回すので はなく、神の意志に求めない『自然法』 という共通ルールで自由を実現できると します。」

このように、神を信じているホッブズも人間社会の秩序を神の直接の命令としてはとらえていない。このことで人間社会の秩序は、神の命令で作られたものではなくなったが、人間の意志や意図の所産であることには変わりないとの指摘もある。

次の対話の例で考えてみたい。

#### 間(教師)

「『社会契約』に基づき国家が設立さ れた例があると思いますか。」

#### 答(生徒)

「国家と国民の対等な契約ではなく, 戦争後に勝利者の押しつけでできたこと ばかりです。」

#### 間(教師)

「ではそのような国の社会秩序はどのようにできたのでしょうか。」

#### 答(生徒)

「法律のような強制力がない自然発生 的なものから始まったのではないでしょ うか。いわゆる慣習ですが、それを法律 であとから固定したのだと思います。」

これらの対話は、個人の尊厳と人権尊重、 国民主権、ひいては日本国憲法について考える基底になる。さらに、選挙で投票すること など政治参加の意義を考えることにつながり、 国民が主権者であることを自覚させ、民主政 治を支えているということを伝えたい。

司法制度改革の一環で平成21年5月から裁判員制度が導入されたことにより、各学校では裁判員制度の仕組みを学んだり、裁判所の見学や模擬裁判への参加をするなどの多くの実践事例が発表されている。これらの取組が「法教育」を大きく牽引している。ただ「法教育」は司法の役割だけを対象としているのではない。契約自由の原則や消費者保護などの私法の基本的な考え方や、憲法及び法の基礎にある個人の尊厳、法の支配など基本的な価値について学ぶことも大切である。

本稿では、「法教育」のこれまでの現状や 実践例を踏まえ述べてきた。社会、地理歴史、 公民科の視点を大切にしながら、改めて教科 の枠を超えて法やルールについて考え、教育 課程に法教育を取り入れ積極的に取り組むこ とが大切である。

#### 【参考文献】

『小学校学習指導要領解説道徳編』平成20年8月 『中学校学習指導要領解説道徳編』平成20年8月 『高等学校学習指導要領解説特別活動編』平成21年12月 『中等教育資料』平成19年3月~平成22年3月 『「法教育」に関する実践研究報告書』平成19年3月 鹿児島県教育委員会

稲葉振一郎『社会学入門』2009年6月 NHKブックス 深田三徳・濱真一郎編著『よくわかる法哲学・法思想』 2007年5月 ミネルヴァ書房

(教科教育研修課)